単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

（担当：木田、金﨑　電話　222-3952）

件　　名	（単価契約）不用物品売却（紙パック）上半期
予 定 数 量	紙パック　　１６，０００kg／半期
契 約 期 間	令和９年４月１日　～　令和９年９月３０日
契 約 条 件	欄外「売却に関する仕様書」のとおり

売却に関する仕様書

本仕様書は、令和９年度上半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された紙パックを、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

１　甲が売却により乙へ引き渡す紙パックは、甲が市民からの持ち込みなどにより回収した飲料用紙パックとし、次項に記載するストックヤードで保管容器に入れて保管するものとする。

２　紙パックの引取場所は、以下のストックヤードとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

名　称	所在地
上京リサイクルステーション	京都市上京区甲斐守町 100
生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町 37
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34-3
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57-1
西京まち美化事務所	京都市西京区樫原秤谷町 37
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447

３　乙のストックヤードへの引取回数、曜日は以下のとおりとする。
なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。また、回収後の空の保管容器は甲の指示に従い片付けること。

名称	引取回数	曜日（祝日等を含む）	備考
上京リサイクルステーション	１回以上／週	水曜日又は金曜日のいずれかの曜日に回収を行うこと。	祝日等も含む
生活環境美化センター			
各まち美化事務所			

４　乙は、紙パックの引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　原則、引取当日に全量を引き取ること。万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。

⑵　引取時間帯は、以下のとおりとする。

ア　各まち美化事務所：９時から１３時まで、及び１４時から１６時３０分まで

イ　生活環境美化センター：９時から１０時まで、及び１５時から１６時３０分まで

ウ　上京リサイクルステーション：９時から１７時まで

⑶　発生量が多くなり、ストックヤードでの保管が困難になった際などには、甲が乙の施設へ持ち込むことも可とすること。

⑷　その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。

５　乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

6　乙は、紙パックの積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。
⑴　積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
⑵　甲の職員の作業に支障を生じないよう注意すること。
⑶　作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
⑷　作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

7　乙は、紙パックの売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。
⑴　ストックヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。
⑵　契約期間満了後、翌月５日までに見積書を提出すること。
⑶　甲の発行する納入通知書により、発行日から１４日以内に代金を納入すること。
⑷　京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

8　引き取った紙パックに含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

9　予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

10　本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。